

平成29年度

監 査 年 報

平成30年10月



茅ヶ崎市監査委員

はじめに

本市では、茅ヶ崎市監査委員条例第1条の規定により3名の監査委員が選任され、行政の公正と能率を確保することを目的として、地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、例月出納検査及び決算審査等を行っています。

各監査の状況としては、例月出納検査では、主として現金と出納簿の帳尻との照査、帳尻と諸書類の照合及び預金通帳等の確認をした結果、いずれも計数的に正確なものと認められました。

定期監査では、予算の執行及び所管業務等財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として事務・事業を抽出し、4月から1月まで12部局38課かいを対象に定期監査を実施しました。対象部局が異なるので単純な比較はできませんが、今年度の指摘事項は4件で、前年度の7件に比べ3件減少しました。

また、学校の定期監査では、予算の執行事務が適正に執行されているかを主眼として、10月から2月まで小学校10校、中学校6校を対象とし、そのうち小学校5校と中学校3校については、薬品、備品、消耗品、及び学校施設の管理状況についても監査を実施しました。監査事項が増えたことに伴い、今年度の指摘事項は9件で、前年度の3件に比べ6件増加しました。

このほかに、茅ヶ崎市立病院薬剤師による医薬品横領事件を踏まえ実施した随時監査では、医薬品の管理体制及び組織マネジメントについて指摘し、改善を求めました。

財務事務に関しては今後も、担当職員への継続した研修のほか、中間の承認者や決裁を行う管理職に対する研修を充実し、職員一人ひとりが適正な事務執行に努め、公正で合理的かつ能率的な行政運営の推進が必要です。

この度、平成29年度における監査の実施状況及び監査の結果等を取りまとめ、「監査年報」を作成しましたので、本市の監査の現況を理解する一助として参考にしていただければ幸いです。

平成30年10月

茅ヶ崎市監査委員

目 次

◇ 監査の概要

1 監査の結果	2
2 監査の観点	2
3 監査の実施状況	2

◇ 平成29年の監査結果

1 定期監査	6
2 定期監査(学校)	29
3 随時監査	34
4 財政援助団体等監査	47
5 例月出納検査	52
6 住民監査請求	76
7 決算審査	83
8 健全化判断比率等審査	87

◇ 監査の概要

1 監査の結果

平成29年度に実施した監査の結果は、次のとおりです。

定期監査	指摘事項なし	34課	指摘事項あり	4課
定期監査(学校)	指摘事項なし	10校	指摘事項あり	6校
随時監査				
財政援助団体等監査	指摘事項あり	3件		
例月出納検査	指摘事項なし			
住民監査請求				
決算審査	指摘事項なし			
健全化判断比率等審査	指摘事項なし			

2 監査の観点

監査委員の役割は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものです。

平成29年度は、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する事務事業の執行について、公正・公平で、かつ合理的・能率的に運営されているかを監査するとともに、違法性の指摘だけでなく、再発防止の指導に重点を置いた監査を実施しました。

また、監査に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意しました。

3 監査の実施状況

各監査の実施状況は、次のとおりです。

(1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施しました。対象部課はいは、原則隔年とし、対象年度は平成28年度分としました。

対象部局・期間

文化生涯学習部 4/3～5/25

文化生涯学習課、スポーツ推進課、男女共同参画課

企画部 5/1～6/30

企画経営課、行政改革推進室、秘書広報課、広域事業政策課、
情報推進課、施設再編整備課

こども育成部、都市部 9/1～10/30

子育て支援課、こども育成相談課、保育課、都市計画課、
都市政策課、景観みどり課、建築指導課、開発審査課

総務部、議会事務局 10/2～11/28

行政総務課、職員課、市民自治推進課、文書法務課、市民課、
小出支所、議会事務局

福祉部、会計課、農業委員会事務局 11/1～12/26

福祉政策課、保険年金課、生活支援課、障害福祉課、
高齢福祉介護課、会計課、農業委員会事務局

市民安全部、下水道河川部、選挙管理委員会事務局 12/1～1/31

防災対策課、安全対策課、市民相談課、
下水道河川総務課、下水道河川建設課、下水道河川管理課、
選挙管理委員会事務局

(2) 定期監査（学校）（法第199条第4項）

小学校、中学校の予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務
については、対象年度を平成28年度分とし、10月～2月に実施しました。

対象は、次の16校です。

小学校 10校・・・茅ヶ崎小、西浜小、小出小、梅田小、香川小、
柳島小、円蔵小、東海岸小、緑が浜小、汐見台小
中学校 6校・・・松林中、松浪中、鶴が台中、浜須賀中、中島中、
円蔵中

(3) 随時監査（法第199条第1項及び第5項）

茅ヶ崎市立病院薬剤師による医薬品横領事件を踏まえ、こうした事件の再
発防止のために、市立病院における従来の医薬品管理に関する実務の状況
を調査し、実態を把握するとともに、事件発覚後の医薬品管理に関する実務
の改善状況等について監査を行う必要があると認め監査を実施しました。

対象課 かい 茅ヶ崎市立病院薬局及び事務局病院総務課

期間 8/23～1/31

(4) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項）

財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせているものに対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効果的に行われているかの監査を実施しました。

対象年度は、平成28年度分としました。

ア 財政援助団体に係るもの

観光客誘致事業補助金

イ 出資団体に係るもの

茅ヶ崎市土地開発公社

ウ 公の施設の指定管理に係るもの

(ア) 小和田地区コミュニティセンター指定管理者

小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会

(イ) こどもの家(銀河)指定管理者

小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会

(5) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者及び企業出納員の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの検査をしました。

(6) 住民監査請求（法第 242 条）

公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法または不当であると住民が認めるときに、このことを証する書面を添えて監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求するもので、平成29年度は1件の請求がありました。

(7) 決算審査（法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効果的に行われているかの審査を実施しました。

(8) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかの審査を実施しました。

◇ 平成29年度の監査結果

1 定期監査

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成29年5月29日

茅ヶ崎市監査委員
同

森 誠一
池田 雄二郎

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
文化生涯学習部

3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事に関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程
(1) 場所 監査委員室
(2) 日程 平成29年5月25日（木）

6 監査等の結果又は審査意見
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、次項に記載の指摘事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 文化生涯学習課
指摘事項

〈茅ヶ崎市民文化会館改修工事に伴う不要備品等収集運搬処理業務委託その3〉

地方自治法施行令第167条の12（指名競争入札の参加者の指名等）第2項において、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、「入札の場所及び日時その他の入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。」と規定されていますが、通知に必要な事項が記されていませんでした。

(2) スポーツ推進課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 男女共同参画課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成29年7月4日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
企画部

3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事にに関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程
(1) 場所 監査委員室
(2) 日程 平成29年6月30日（金）

6 監査等の結果又は審査意見
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、次項に記載の指摘事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果
(1) 企画経営課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 行政改革推進室
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 秘書広報課
指摘事項
〈広報紙等配布業務〉

茅ヶ崎市契約規則第26条第1項第1号では、「指名競争入札による契約又は、随意契約で契約金額が1,000,000円未満のものについては、契約書の作成を省略し請書をもってこれに代えることができる。」と規定されていますが、広報紙等配布業務の契約のうち1件が1,000,000円を超えて請書で契約されていました。

(4) 広域事業政策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 情報推進課

指摘事項

〈各課配置共用プリンタの賃貸借及び保守業務〉

茅ヶ崎市契約規則第24条（契約の手続）では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、各課配置共用プリンタの賃貸借及び保守業務は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

(6) 施設再編整備課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成29年11月1日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
こども育成部

3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事に関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程
(1) 場所 監査委員室
(2) 日程 平成29年10月30日（月）

6 監査等の結果又は審査意見
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果
(1) 子育て支援課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) こども育成相談課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 保育課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
都市部

3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事に関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程
(1) 場所 監査委員室
(2) 日程 平成29年10月30日（月）

6 監査等の結果又は審査意見
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果
(1) 都市計画課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 都市政策課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 景観みどり課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 建築指導課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 開発審査課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成29年12月1日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
総務部

3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事に係る事務
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程
(1) 場所 監査委員室
(2) 日程 平成29年11月28日（火）

6 監査等の結果又は審査意見
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果
(1) 行政総務課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 職員課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 市民自治推進課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 文書法務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 市民課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(6) 小出支所

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
議会事務局

3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 監査委員の除斥
議会事務局の監査においては、議員選出の監査委員である広瀬忠夫委員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、除斥とした。

5 実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事にに関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

6 監査等の実施場所及び日程
(1) 場所 監査委員室
(2) 日程 平成29年11月28日（火）

7 監査等の結果又は審査意見
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

8 各部課かいの監査結果
議会事務局
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成30年1月5日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
福祉部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 平成29年12月26日（火）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 福祉政策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 保険年金課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 生活支援課

指摘事項

〈非常勤嘱託員の費用弁償〉

非常勤嘱託員の費用弁償において、過少払いが2件ありました。

(4) 障害福祉課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 高齢福祉介護課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
会計課

3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事に関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程
(1) 場所 監査委員室
(2) 日程 平成29年12月26日（火）

6 監査等の結果又は審査意見
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果
会計課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
農業委員会事務局

3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 監査委員の除斥
農業委員会事務局の監査においては、議員選出の監査委員である広瀬忠夫委員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、除斥としました。

5 実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事にに関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

6 監査等の実施場所及び日程
(1) 場所 監査委員室
(2) 日程 平成29年12月26日（火）

7 監査等の結果又は審査意見
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

8 各部課かいの監査結果
農業委員会事務局
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成30年2月5日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
市民安全部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事にに関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 平成30年1月31日（水）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 防災対策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 安全対策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 市民相談課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
下水道河川部

3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事に関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程
(1) 場所 監査委員室
(2) 日程 平成30年1月31日（水）

6 監査等の結果又は審査意見
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果
(1) 下水道河川総務課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 下水道河川建設課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 下水道河川管理課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

1 監査等の種類
定期監査

2 監査等の対象
選挙管理委員会事務局

3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事にに関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程
(1) 場所 監査委員室
(2) 日程 平成30年1月31日（水）

6 監査等の結果又は審査意見
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果
選挙管理委員会事務局
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

2 定期監査（学校）

茅ヶ崎市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成30年2月20日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

1 監査対象の学校

(1) 小学校

茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校
同 西 浜小学校
同 小 出小学校
同 梅 田小学校
同 香 川小学校
同 柳 島小学校
同 円 蔵小学校
同 東海岸小学校
同 緑が浜小学校
同 汐見台小学校

(2) 中学校

茅ヶ崎市立松 林中学校
同 松 浪中学校
同 鶴が台中学校
同 浜須賀中学校
同 中 島中学校
同 円 蔵中学校

2 監査の期間

平成29年10月20日から平成30年2月14日まで

3 監査を行った監査委員

監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎
同 広瀬 忠夫

4 監査の方法

この監査は、平成28年度の再配当予算の執行及び平成29年度における所管の業務が適正・効率的に執行、管理されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査の対象項目

- (1) 再配当予算の執行に関する事務
- (2) 薬品の管理に関する事務
- (3) 消耗品の管理に関する事務
- (4) 備品の管理に関する事務
- (5) 施設の管理に関する事務

※(2)(3)(4)(5)においては柳島小学校、円蔵小学校、東海岸小学校、緑が浜小学校、汐見台小学校、浜須賀中学校、中島中学校、円蔵中学校において実施しました。

6 監査の結果

今年度対象となった小学校と中学校における定期監査の結果、再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていましたが、事務処理及び所管業務の適正化に向けてより一層の努力をしてください。

7 各学校の監査結果

(1) 小学校

ア 茅ヶ崎小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

イ 西浜小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ウ 小出小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

エ 梅田小学校

学校管理費の消耗品費で平成29年3月8日に起票された支出負担行為書起票番号221に添付されている「ワイヤレスマイク」の見積書には、代表者印が押印されていませんでした。

オ 香川小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

カ 柳島小学校

学校給食管理費の消耗品費で平成28年4月1日に起票された支出負担行為書起票番号1の「エクセルカラーホース」は、見積書の提出業者とは異なる業者で支出負担行為書が起票されていました。

キ 円蔵小学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

ク 東海岸小学校

1階の廊下に設置されている掃除用具入れの、転倒防止金具が外れていました。

ケ 緑が浜小学校

学校給食管理費の消耗品費で平成29年3月10日に起票された支出負担行為書起票番号24に添付されている「スライサー」の見積書に記載されている額と支出負担行為書の額が異なっていました。

コ 汐見台小学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

(2) 中学校

ア 松林中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

イ 松浪中学校

学校管理費の消耗品費で平成28年10月14日に起票された支出負担行為書起票番号100に添付されている「セルモーターユニット」の見積書には、代表者名が記載されていませんでした。

ウ 鶴が台中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

エ 浜須賀中学校

(ア) 薬品保管庫等の施錠はされていましたが、鍵の保管場所が理科準備室内の目につきやすい、取り出しやすい場所でした。

(イ) テニスコート北側の防球ネットに破損している箇所がありました。

(ウ) 体育館入り口に設置されている下駄箱で転倒防止の固定がされていないものがありました。

(エ) 保健室の廊下側にある収納戸棚で転倒防止の固定がされていないものがありました。

オ 中島中学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

カ 円蔵中学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

3 随時監査

茅ヶ崎市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき随時監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成30年2月9日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づく監査

2 監査の対象

茅ヶ崎市立病院における医薬品管理について

3 監査の目的

平成29年4月15日に茅ヶ崎市立病院薬剤師が、医薬品の窃盗容疑で逮捕された後、業務上横領罪で起訴された。このことを踏まえ、こうした事件の再発防止のために、市立病院における従来の医薬品管理に関する実務の状況を調査し、実態を把握するとともに、事件発覚後の医薬品管理に関する実務の改善状況等について監査を行う必要があると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づき随時監査を実施することとした。

4 監査の対象部課

茅ヶ崎市立病院 薬局及び事務局病院総務課

5 監査の期間

平成29年8月23日（水）から平成30年1月31日（水）まで
監査の期間については、当初は平成30年3月30日（金）までを予定していたが、茅ヶ崎市立病院医薬品横領事件調査委員会の調査の中で、横領が行われたのが平成27年度からではなく、28年度からということが判明したこと等により、監査期間を2ヶ月短縮した。

6 監査の実施方法

次の方法により監査を実施した。

(1) 次のことに関する書類について提出を求め、調査を実施した。

ア 医薬品の管理状況

イ 医薬品の管理体制

ウ 医薬品の購入から払出し、使用、返却及び請求までの流れ

エ 医薬品管理システムの個人パスワード等の管理状況

オ 職員出勤状況

カ 医業費用の材料費の薬品費年度別比較

- (2) 実地調査については、薬局及び病院総務課の職員の立会いを求め、調査を実施した。
- ア 医薬品の納品から出庫までの手順の確認調査
平成29年9月21日（木）
 - イ 内服薬・外用薬のたな卸状況確認調査
平成29年9月25日（月）
 - ウ 薬品倉庫のたな卸状況確認調査
平成29年9月29日（金）
 - エ 監査委員による薬品倉庫の確認調査
平成30年1月18日（木）
- (3) 市立病院職員等が元市立病院薬剤師から説明を受ける場に同席した。
平成29年10月19日（木）
平成29年11月2日（木）
- (4) 聴き取り調査については、次のとおり職員の出席を求め、調査を実施した。
平成29年11月20日（月）
薬局長及び病院総務課用度施設担当者
- (5) 監査委員による関係職員の説明聴取
平成30年1月18日（木）

7 調査の概要

本監査においては、次の事項について調査を行った。

(1) 事件の経過について

平成29年4月14日、薬剤師の市立病院元職員（以下「元職員」という。）が同病院地下1階の薬品倉庫から、アバスチン等の抗がん剤4品目7箱、薬価にして539,303円を盗んだとして、翌4月15日神奈川県警に逮捕された。同日、警察が元職員の自宅の家宅捜索を行い、医薬品5品目15箱、薬価にして1,489,749円を押収した。その後、逮捕時に所持していた医薬品と合わせて2,029,052円について、業務上横領罪で起訴され、有罪判決を受けた。

元職員は、28年9月から新型のがん治療薬オプジーボなど、高価な医薬品を不正に持ち出しており、29年7月18日に市立病院が公表した調査結果によると、起訴された容疑以外に28年度に不正に持ち出された医薬品は16種類851箱、薬価にして104,276,774円となることが判明した。

この不正に持ち出した医薬品について、元職員は、東京都の医薬品卸

売業者に転売していた。転売益は、約 6,100 万円となっており、自分名義の 5 つの口座に分けて保管をしていた。

東京都の医薬品卸売業者については、インターネットで探し、偽名を使い、宅配便で医薬品を送っていた。また、代金の受け取りについては、家族に発覚しないよう、宅配センターで行っていた。

29年8月7日に、元職員より、市立病院の口座へ 9,260,000 円の入金があった。8月24日に、茅ヶ崎市は元職員を懲戒免職処分とした。

10月19日、11月2日の2回にわたり、市立病院職員等が元職員から弁護士同席のもと説明を受ける場に、監査事務局職員も同席した。この説明の中で、元職員は医薬品の持ち出しを認め、市は 106,305,826 円を被害額と特定した。

11月14日、元職員より、市立病院の口座へ 97,045,826 円の入金があった。これにより、被害額 106,305,826 円は、全額が弁済された。

(2) 不正行為の発生要因について

市立病院の医薬品は、薬局の医薬品管理システムで在庫数等の管理がされている。あらかじめ医薬品ごとに在庫の定数を決め、処方のために薬品倉庫から医薬品が払い出されると、自動的に注文リストが作成され、医薬品卸売業者に発注される。発注は、毎日 15 時に締め切れ、この時点でリストに掲載されている医薬品は、翌朝には納品され、常に一定数の在庫が確保される仕組みとなっていた。

元職員は、このシステムを悪用し、医師の指示に数量を上乗せして、医薬品を持ち出したり、医師の指示により、患者への投薬が中止された医薬品を薬品倉庫へ返品せず、着服していた。そのため、不正に持ち出された医薬品についても、自動的に医薬品卸売業者に発注され、翌日には納品されていた。薬品倉庫内では、常に決められた在庫数が保たれていたことから、倉庫内の状況からは、不正に気付きにくくなっていた。

市立病院では、急性期医療を担う病院として、救急医療等の高度で専門的な医療を提供している。そのため、薬局では、医師の指示に迅速に対応できるよう、医薬品の在庫を整え、滞りなく医薬品を提供することを重視して、医薬品の管理を行っている。その中で、医薬品を管理する職員を信頼し、効率を図るため、管理者以外特に権限の設定もなく、医薬品の定数変更が誰でも行える状況にあったことも、本事件発生の要因の 1 つとなっている。

(3) 医薬品管理の状況について

ア 薬品倉庫について

市立病院の医薬品は、地下 1 階の薬品倉庫で保管されている。薬品倉庫は、薬剤師が作業をするときだけ開錠し、それ以外の時間は施錠

していた。鍵の管理責任者は薬局長で、薬剤師が作業をする際に、鍵を受け取り、開錠していた。

しかし、平日 8 時 30 分から 17 時までの、薬剤師の通常勤務時間帯では、複数名の薬剤師が、薬品倉庫において作業をしていることから、常に薬品倉庫の扉は開錠されたままとなっており、厳密な入退室管理はされていなかった。

イ 医薬品管理システムについて

現在、市立病院の医薬品は、医薬品管理システムによって発注管理を行っている。

基本的には、薬剤師が、処方のために薬品倉庫から医薬品の払出し処理をし、医薬品の在庫があらかじめ定められた数量（定数）を下回ると、自動的に発注書が作成され、医薬品卸売業者に発注される。医薬品の発注は、平日は 15 時で締め切られ、翌朝、納品されている。例外として、金曜日では、通常の医薬品の納品の他に、13 時に締め切られた在庫状況で発注を行い、土曜日、日曜日及び月曜日に使用する医薬品が 17 時までに納品されていた。

必要な時に迅速に提供できるよう、医薬品を切らすことなく保管するという視点では、このシステムは有効であるが、このシステムでは、事前に決裁を得るといった管理をシステム上では実施できず、事後決裁となっており、担当者の管理に依存している。現在は、定数以上に医薬品が必要となった場合などに限り、薬局長が発注薬品、数量、発注理由を確認している。

また、患者の急変等に際し、緊急に医薬品が必要となった際には、電話発注等で医薬品卸売業者に緊急配送を依頼している。この場合には、手書き伝票で起票し、事後、薬局長へ報告されていた。

ウ 医薬品の検収について

納品された医薬品については、薬剤師、SPD 職員（※注）及び医薬品卸売業者の 3 者により検収を行っていた。薬剤師は発注書、医薬品卸売業者は納品書により、読み上げながら、医薬品との付け合せを実施していた。

検収後、医薬品卸売業者は、薬剤師が押印した納品書を、薬品倉庫の奥の部屋の、医薬品管理システム用端末の横にある書類整理棚の引き出しの中に入れていた。

また、検収済みの発注伝票は、病院総務課の職員がシステムに納品済みの入力を行っているが、この入力作業は、職員一人のみの作業となっていた。

現在は、月 1 回の薬品倉庫の在庫確認、月初に医薬品卸売業者から

提出される前月購入分の請求書と納品書に基づき、システム上の購入額と購入数量の付け合せを実施することで確認作業としているが、入力作業を実施した職員が行っていた。

(※注) S P D職員

物流管理 (Supply Processing & Distribution) 職員。委託業者職員が医薬品の払出し・搬送をはじめ市立病院における医療材料、事務用品等の購入、供給、保管等について一元管理を行っている。

エ 医薬品の払出しについて

薬品倉庫からの医薬品の払出しは、15時から、翌日の入院患者への注射薬等の準備を行い、払い出していた。

注射薬は、自動払い出し装置を用い、カルテの内容により、自動的に患者ごとにカゴにセットされる医薬品を、薬剤師等が確認していた。

抗がん剤も前日にセットをするが、医師の指示に基づき、投与直前に調製し、薬剤師又はS P D職員が直接届けていた。

その他、病棟ごとに、定数により医薬品を保管しており、2日に一度の割合で、薬剤師が使用量を確認して補充数を確定させ、S P D職員が補充していた。

以上が、一般的な薬品倉庫からの医薬品の払出しであるが、この他に、緊急時の対応として、2つの方法が定められていた。

1つは、医師の指示に基づき、看護師が薬局へ直接医薬品の請求に来る場合の対応である。この際、看護師は「注射薬定時臨時請求伝票」を持参し、薬剤師はこの伝票に基づき、医薬品の払出し処理を行う。

もう1つは、緊急時等に電話で医薬品を請求する場合の対応である。この際には、薬剤師は電話の内容で医薬品の払出し処理を行うが、「倉庫から出庫した薬品の出庫日・名称・規格・数量・出庫者サイン」という一覧表に、内容を記載して記録を残していた。

この2つの特別な方法を用いた場合には、適時、S P D職員がシステムへ払出しの入力処理を行っていた。

また、記録した伝票等の保存期間は、3ヶ月と非常に短い。これらの記録は、正しく医薬品を払い出すという目的を果たした後は、月末の在庫確認で医薬品の数量が合わない際の確認用として、薬品倉庫の奥の箱に保管されていた。

なお、事件発覚後、抗がん剤等が保管されている冷蔵庫は鍵をかけて保管することへ改善された。鍵の責任者は、その日勤務する職員の中から、その日、担当する業務内容を踏まえ、職員を決めることとしている。冷蔵庫や保管棚を開ける必要が生じた場合には、鍵の責任者が鍵を職員に渡し、職員自らが開錠していた。

オ 医薬品の返品、廃棄等について

薬局では、医薬品を定数保管し、処方等により、正しく医薬品を払出すことが重視されており、薬品倉庫や調剤室から病棟等へ運ばれた医薬品については、それぞれの部署に任せている部分が大きくなっていった。

そのため、病棟等へ配薬され、診療の過程で処方に変更されるなどにより使用されなくなった医薬品等については、「注射薬返品破損伝票」を用いて、全て薬局へ集められるような取り決めとなっているものの、その後の確認は徹底されていなかった。

また、伝票についても、薬局内で複数の職員が数量・品目等を確認し、システムの入力が済めば、2～3ヶ月保管されるだけで廃棄されていた。

カ たな卸等の在庫管理について

医薬品については、薬局が薬品倉庫で在庫管理をしている。発注から薬品倉庫への入庫、薬品倉庫から各現場への払出し及び薬品倉庫での在庫管理は医薬品管理システムで行なわれている。

しかし、薬品倉庫から各現場へ払い出された時点で、医薬品管理システムにおける在庫管理の対象外となっていた。そのため、調剤室等に移された以降の医薬品(毒薬等の一部の薬品を除く。)については、使用量、廃棄量、残量の細かな確認が省略されていた。

また、実地たな卸については、薬品倉庫は毎月月末に、調剤室や病棟も含めたものは、半年に一度実施しているが、実施要領等は策定していなかった。

実施方法としては、薬品倉庫では、保管されているべき医薬品のリストに従い、職員2名1組で棚ごとに読み合わせを行い、在庫確認をしていた。

なお、数量の合わなかったものに関しては、システムの入力内容を確認し、「注射薬定時臨時請求伝票」等の入力漏れなどについて、数が合うまで原因を探していた。

一方、調剤室では、医薬品の一覧表に、薬剤師が棚にある医薬品の数量を確認し、在庫数を記入していた。

キ 院内の連携について

市立病院の事務分掌では、物品(医薬品)等の購入契約、検収、出納、保管及び管理等に関しては病院総務課が、医薬品(麻薬を含む。)その他物品の受払及び管理等に関しては薬局が、診療費その他の費用の調定、請求及び徴収等に関しては医事課が、それぞれ所管している。

それぞれの担当部署においては、担当業務を適正に行うための様々

な努力が認められ、各担当部署の連携も進んできているが、医薬品に関する発注から保険請求までの一連の流れが十分に掌握されていない状況であった。

(4) 過年度の監査の実施状況について

市立病院については、地方自治法に基づき、例月出納検査及び定期監査を実施している。

例月出納検査では、毎月の現金の出納、保管並びに収入及び支出に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているかなどの観点から支出命令書等の検査を行っており、また、前月分の現金の月末残高が指定金融機関等の発行する残高証明書等と一致しているかを突合するなどの検査を行っているが、平成28年度の検査の中では、医薬品費についての指摘はしていなかった。

また、28年11月1日から12月26日に実施した定期監査では、27年度に執行された事務事業を対象に、契約事務等が法令等に従って適正に行われているか、物品等の管理について購入費が10万円以上となる備品が適正に管理されているかなどの財務監査を行ったが、この監査の中では、医薬品の管理に関する指摘は行っていなかった。

これらの監査において、たな卸資産である医薬品の管理状況については、医業収益に対する薬品費の割合を示す薬品費比率が、25年度8.6%、26年度9.4%、27年度9.6%と増加傾向にはあるものの、大幅な変化は認められなかったため、決算審査において質問するにとどめた。なお、事件が発生した28年度の薬品費比率は11.5%で、前年度と比べ大幅な増加になっている。

8 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果

監査の結果について、監査委員としての意見は、(2)及び(3)に述べるところであるが、特に重要で、指摘すべき事項は次のとおりである。

(指摘事項)

ア 医薬品管理体制について

今回の事件では、元職員が、先に述べたように、平成28年度及び29年度において、18種類873箱、薬価にして106,305,826円の医薬品を横領したことが判明している。

元職員は、夜間など1人勤務の時間帯などに医薬品管理システムを悪用し、薬品を不正に持ち出すため、医薬品の定数を不正に操作して発注を行い、医薬品を購入していた。また、医師の指示により、患者への投薬が中止された医薬品を薬品倉庫に返品せず、着服していた。

こうした行為が行われた背景には、容易に不正が行える医薬品の管理体制に問題があったものと言わざるをえない。

事件発覚後、市立病院では、薬剤師が1人勤務となる夜間、休日の医薬品管理システムの使用禁止、IDパスワード管理の徹底、出庫伝票及び発注伝票の記載内容の見直し、職員のシステム操作権限の制限、医薬品発注定数の設定及び変更方法の見直し、さらには、高額医薬品等の在庫確認の徹底、医薬品の廃棄及び返品処理手続きの見直し等、医薬品の在庫管理の機能強化などの対策が行われている。

しかしながら、こうした対策がどのような効果をあげているのかについて継続的に検証を行う必要があり、情報セキュリティ・レベルの向上を図り、医薬品管理システムの不正操作を防止するとともに、医薬品に関する事務管理手続きについて、単に効率性のみを重視するのではなく、不正処理のリスクに配慮した的確な確認作業を行うなど、不正を未然に防ぐ適切な医薬品の管理体制を構築されたい。

イ 組織マネジメントについて

医薬品の管理、発注、購入及び保険請求について、それぞれ薬局、病院総務課、医事課が所管しているが、連携が十分に行われていなかったことなどから、事件の発覚までに数箇月を要しており、組織マネジメントが十分には機能していなかったと言える。

事件発覚後、市立病院では、医薬品の購入、払出しと保険請求データの照合を1月に1回実施するなどの医薬品の購入等に関するチェック体制の強化が行われている。

引き続き、こうした取組を継続して実施するとともに、医薬品に関する一連の業務について、各部署で連携を十分に行い、業務の流れを組織として掌握し、このような不正が行われた場合には、速やかに実態を把握し、適切な処置を行うなど、組織マネジメントの強化を図っていただきたい。

(2) 監査意見

監査において、書類調査及び実地調査等を実施した結果、いくつかの問題や課題が認められたことから、次のとおり意見を述べる。

ア たな卸資産としての医薬品の管理について

医薬品については、半年ごとに、薬品倉庫のほかに調剤室や病棟等も含めた実地たな卸を行っている。それ以外に、薬品倉庫の医薬品の実地たな卸については、1月に1回行っているが、各部署に移送した医薬品については対象外としている。このため、その結果が、財務諸表のもととなるデータを作成している財務システムに反映しておらず、

この面でのモニタリング機能が低下しているものと思われる。医薬品については、在庫の残高管理を適切に行い、実地たな卸残高を反映した金額をもって毎月末の残高に計上し、例月出納検査に提出される財務諸表の中で報告することがモニタリング機能強化の上では望ましい。

医薬品については、薬局が薬品倉庫で在庫管理をしており、発注から薬品倉庫への入庫、薬品倉庫から各現場への出庫及び薬品倉庫での在庫の管理は医薬品管理システムで行なわれている。医薬品管理システムにおける在庫管理は、薬品倉庫から各現場へ移送した時点で終了しており、調剤棚や外来・病棟に移された医薬品（毒薬等の一部の薬品を除く。）については、使用量、廃棄量、残量の細かな確認が省略されている。医薬品の実地たな卸に当たっては、帳簿上の残高数量と実際数量との照合を適切に行ない、精度の高い事務処理を行われたい。

実地たな卸は薬局と病院総務課で行ってきたが、実地たな卸し業務の意義を組織的に再認識し、医薬品の実地たな卸の要領や計画書を作成し、それに基づいた実地たな卸を行い、たな卸結果の報告書を取りまとめ、組織的に情報共有を図られたい。

イ 医薬品の在庫管理について

(ア) 払出数量と保険請求数量との照合の実施について

市立病院では、医薬品管理システムにより薬局が払い出した医薬品の数量が品目別に管理され、医事会計システムで、保険請求した医薬品の数量が品目別に管理されている。事件発覚後、市立病院では、電子カルテのデータをもとにまとめた保険請求額と医薬品の払出し額リストとの照合を1月に1回実施しているが、照合に当たっては、請求が適正に行われているか、医薬品が効率的に使用されているか等の確認を適切に行い、差異が生じていれば、その原因を追求し、是正を図られたい。また、原因を追求する際には、医薬品の請求品目数の管理、薬剤の出庫管理を部署ごとに行い、より精度の高い分析を行われたい。

(イ) 在庫数量の修正について

医薬品管理システム上の数量と実際の数量の間に差異が生じる場合については、臨時払い出し伝票等を確認し、実情に合わせてシステム上の数量の修正をしている。

在庫数量の修正を行う場合は、その原因を特定し、病院組織内での報告・承認を得るように改善を図られたい。

ウ 医薬品の廃棄について

事件発覚後、使用期限切れの医薬品の廃棄については、毎月、担当者和管理職が確認を行い、医薬品管理システムに廃棄情報を登録し、

医薬品廃棄記録を作成するように改善された。現在、薬局では、医薬品の廃棄に関し、数量及び金額を把握しているが、病院総務課での確認手続きが徹底されていない。病院総務課においても、薬局からの医薬品廃棄の報告に基づき、内容を確認の上、決裁手続きをとるなどの改善を図られたい。

エ 医薬品の返品について

抗がん剤の中止・返品は、事件発覚後、中止の指示を受けた薬剤師が返品伝票を起票し、薬品をもとの棚又は薬品倉庫に返却する、返品伝票の医薬品管理システムへの入力とは別の薬剤師又はSPD職員が行うなどの不正防止対策が行われている。

一方、薬局から移送された医薬品を病棟等で使用しなかった際の手続きについては、定めがあるものの、処理後の確認が徹底されていない。このため、こうした医薬品の返品処理については決裁手続きをとるなど適切な事務処理を行うように改善を図られたい。

オ 医薬品の発注について

医薬品の発注については、年度当初にその単価と業者を見積もり合わせて決定し、医薬品の払出し等により設定された医薬品定数を下回った場合には、通常、医薬品管理システムにより自動発注を行っている。しかし、例外として、医薬品管理システムの発注締切時間を過ぎていて、緊急を要する場合には、電話で発注を行っている。この場合については、事件発覚後、紙帳票による記録を残し、別の薬剤師が医薬品管理システム上の処理を行うこと、医薬品の発注内容の確認を行うことなどの改善が図られているが、薬品倉庫から払い出した医薬品の状況と、発注内容を照合するなどの対応を行うことが望ましい。

カ 情報セキュリティ対策について

業務用端末について、事件発覚後、SPD職員一人ひとりに個別IDを付与するなどの対策がとられたが、医薬品管理システムの端末は、複数の薬局職員で共用されており、不正に利用されるおそれがある。成りすまし防止等のため、パスワード管理なども含め、情報資産の不適切な管理によって発生しうるリスクを再確認し、情報セキュリティ対策の徹底を図られたい。

キ 薬品倉庫のセキュリティ対策について

薬品倉庫については、事件発覚後、17時以降の立入禁止などの対策がとられたが、入退室者についての記録はとられていない。ICカード等を利用した施錠の管理を行い、入退室者の記録を残すような入

退室管理を行われたい。

ク 医薬品棚の施錠について

冷蔵庫や高額な医薬品の医薬品棚は、事件発覚後、施錠されることとなったが、さらにセキュリティを高めるため、鍵の責任者による開錠の徹底や取り出す医薬品の用件確認を行うなどの管理面の改善を図られたい。

ケ 医薬品発注定数の管理について

医薬品発注定数については、事件発覚後、担当者が過去のデータを見て検討し、変更は管理職に確認を求め、変更を行った職員、薬品名、数量を履歴として残すなどの対策がとられている。今後は、さらに、医薬品発注定数を変更する場合には、その根拠を明記した上で、決裁を取り、定数の変更処理を行う職員を限定するなど、厳格な管理を行われたい。

コ 発注伝票等の保管期間について

発注伝票及び出庫伝票等の保管については、リスク管理として、こうした不祥事件が発生した場合の証拠資料となるため、民事訴訟における時効期間を考慮し、適正な期間保管されたい。

サ 公務員倫理の徹底について

公正な職務の執行を確保するためには、職員の法令等の遵守など公務員倫理の徹底を図ることが必要となるが、今回の事件を鑑みると、そうした意識が一部希薄化しているものと思われる。

市立病院では、事件発覚後、病院長より、数度にわたり、法令等の遵守などについて訓示を行うとともに、新採用職員研修時には、公務員倫理の研修の中で、法令遵守を重視するなどの対策がとられている。また、平成29年10月より薬局運営会議を開催し、薬局の運営について、薬局職員以外に、副院長など医療職の職員及び事務局長、病院総務課長、医事課長など事務職の職員が加わり、評価、検討を行っている。

市立病院全体として、改めて公務員倫理の徹底を図る取組を組織的に継続して行い、こうした不祥事件を二度と起こさない組織風土を醸成されたい。

(3) 総合的な所見

市立病院で発生した医薬品横領事件を契機に、市立病院では、こうした事件の再発防止に向けて、様々な取組を実施している。医薬品管理業務において、その効果は現れているところであるが、継続的な検証を行い、検証の結果、さらに改善すべきところについては、その都度、組織的な対応を行い、こうした不正が二度と起こらないように適切な業務運営を行っていただきたい。

また、他自治体の公立病院や民間病院での医薬品管理に関する取組や電子タグの利活用など医薬品の管理に関する最新情報の研究等もあわせて取り組んでいただきたい。

今回の不祥事件は、たいへん残念なことであり、監査委員としても、この事件を重く受け止め、現在、取組を進めている組織マネジメントの強化等について、監査のあり方及びその方法を慎重に検討し、不祥事件の再発防止に向けて取り組んでいく。

4 財政援助団体等監査

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成30年3月30日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

1 監査等の種類

財政援助団体等監査

2 監査等の対象

(1) 財政援助団体

観光客誘致事業補助金

(2) 出資団体

茅ヶ崎市土地開発公社

(3) 公の施設の指定管理者

ア 小和田地区コミュニティセンター指定管理者

小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会

イ こどもの家（銀河）指定管理者

小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の方法

この監査は、平成28年度に執行した次の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

(1) 財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務及び当該補助金の支出事務

(2) 出資団体の出納その他の事務

(3) 公の施設の管理に係る出納その他の事務

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年3月28日（水）

6 監査等の結果

補助金、公の施設の管理及び出資団体に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

7 各対象の監査結果

(1) 財政援助団体

観光客誘致事業補助金（一般社団法人茅ヶ崎市観光協会）

所管課 経済部産業振興課

指摘事項

〈賃金及び旅費〉

職員の賃金及び旅費の算定に誤りがあり、賃金に2件の過払い及び旅費に1件の過少払いがありました。

(2) 出資団体

茅ヶ崎市土地開発公社

所管課 財務部用地管財課

当該出資団体の出納その他の事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 公の施設の指定管理者

ア 小和田地区コミュニティセンター

所管課 総務部市民自治推進課

指摘事項

〈業務計画書〉

小和田地区コミュニティセンターの管理運営に関する協定書第9条（業務計画書）では、「管理運営業務に関する計画書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されていますが、管理運営業務に関する計画書は提出されていませんでした。

〈施設等の修繕等〉

小和田地区コミュニティセンターの管理運営に関する協

定書第20条（施設等の修繕等）では、「施設等の修繕、改造、増築又は移設については、発注者が行うものとする。ただし、修繕、改造、増築又は移設に要する費用が一件につき100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものは、発注者受注者協議の上、発注者又は受注者が行うものとする。」と規定されていますが、100,000円以上の修繕において発注者が行っていないものがありました。

指定管理者 小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会

指摘事項

〈印刷機器使用規程〉

小和田地区コミュニティセンター印刷機器使用規程を定めていますが、規程と異なる運用をしていました。

イ こどもの家（銀河）

所管課 教育推進部青少年課

指摘事項

〈業務計画書〉

こどもの家銀河（ぎんが）の管理運営に関する協定書第10条（業務計画書）では、「受注者は、毎会計年度の開始前に次の会計年度の管理運営業務に関する計画書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されていますが、次の会計年度の管理運営業務に関する計画書は会計年度の開始前に提出されていませんでした。

〈施設等の修繕等〉

こどもの家銀河（ぎんが）の管理運営に関する協定書第21条（施設等の修繕等）では、「施設等の修繕、改造、増築又は移設については、発注者が行うものとする。ただし、一件につき100,000円（消費税及び地方消費税

を含む。)未満のものは、相互協議の上、発注者又は、受注者が行うものとする。」と規定されていますが、100,000円以上の修繕において発注者が行っていないものがありました。

指定管理者 小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会

当該公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に行われていました。

5 例月出納検査

29茅監第9号
平成29年4月28日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岩田 はるみ

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成29年3月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成29年4月28日（金）

6 監査等の結果又は審査意見

平成29年3月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第11号
平成29年5月26日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成29年4月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成29年5月25日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

平成29年4月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第21号
平成29年7月3日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成29年5月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成29年6月30日（金）

6 監査等の結果又は審査意見

平成29年5月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第25号
平成29年7月31日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成29年6月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成29年7月27日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

平成29年6月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第35号
平成29年8月31日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成29年7月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成29年8月30日（水）

6 監査等の結果又は審査意見

平成29年7月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第41号
平成29年9月29日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成29年8月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成29年9月27日（水）

6 監査等の結果又は審査意見

平成29年8月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第45号
平成29年10月31日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成29年9月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成29年10月30日（月）

6 監査等の結果又は審査意見

平成29年9月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第55号
平成29年11月29日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成29年10月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成29年11月28日（火）

6 監査等の結果又は審査意見

平成29年10月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第58号
平成29年12月27日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成29年11月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成29年12月26日（火）

6 監査等の結果又は審査意見

平成29年11月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第63号
平成30年2月1日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成29年12月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年1月31日（水）

6 監査等の結果又は審査意見

平成29年12月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第71号
平成30年2月27日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成30年1月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年2月26日（月）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年1月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

29茅監第78号
平成30年3月29日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類
例月出納検査

2 監査等の対象
現金出納状況（平成30年2月分 全会計）

3 監査等の着眼点
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年3月28日（水）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年2月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

6 住民監査請求

茅ヶ崎市監査委員告示第5号

平成30年2月20日付けで提出された茅ヶ崎市職員措置請求の監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、別紙のとおり請求人に通知したのでこれを公表します。

平成30年3月30日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

平成30年3月30日

請求人 ●● ●●● 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成30年2月20日付けで提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の監査結果を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

1 請求書の受理

(1) 請求人及び請求人代理人

（請求人）	茅ヶ崎市●●●●● ●● ●●●
（請求人代理人）	弁護士 森 和雄
	弁護士 大森 望

(2) 請求書の要件審査

本件請求は、平成30年2月20日に提出され、同日受け付けしました。形式審査を行った結果、所要の法定要件は具備していると認め、平成30年2月28日にこれを受理しました。

2 監査の実施

(1) 請求の要旨

下水道法第10条によれば、公共下水道の供用が開始された場合に、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者等に、遅滞なく下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務を課されている。また、下水道法第38条が、下水道法に違反するものに対し、下水道管理者が必要な措置を命ずることができることを定め、当該命令に違反したものは下水道法第45条に定める1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられるという法律の仕組みになっている。

下水道使用料は、現実に公共下水道に排水している者のみから徴収できると考えられているので、排水設備が設置されない状態が放置されることにより下水道使用料の徴収もできないままということになる。

以上の法律関係を前提にしながらも、茅ヶ崎市長は、土地の所有者等に、遅滞なく下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しない状況が多数みられる。排水設備非設置土地所有者等一覧表記載の土地所有者等は、その一部として列挙したものである。

下水道法第10条違反が多数あることを認識しながら茅ヶ崎市長が下水道法第38条の措置命令を一切出していない現状は、公共下水道という財産につき、背後に下水道法第45条の罰則が控えており、一定程度の効果が期待される下水道法第38条の措置命令という手段があるにも拘わらずそれを行わず、下水道使用料の徴収ができない状態のまま放置して管理を怠るものである。下水道法第38条が下水道管理者に一定の裁量を与えているとしても、一切下水道法第38条に基づく命令を出さない茅ヶ崎市長の不作為は、裁量権を逸脱するものである。当該懈怠によって茅ヶ崎市には排水設備非設置土地所有者等一覧表記載の11件で年間217万円の損害が生じている。茅ヶ崎市には排水設備非設置所有者等が約7,000件存在することから、

$2,170,000 \div 11 \times 7,000 = 1,380,909,090$
となり、年間13億8,090万9,090円の損害が発生していることとなる。

地方自治法第242条第1項の規定により事実証明書を添え下水道法第38条の措置命令を発することを怠る事実を改めるよう請求する。

排水設備非設置土地所有者等一覧表

番号	氏名・名称	住所（茅ヶ崎市）	損害（過去1年分の下水道使用料）
1	●●●●	●●●●●●	5万円
2	●●●●	●●●●●●	5万円
3	●●●●●	●●●●●●	5万円
4	●●●●	●●●●●●	5万円
5	●●●●●	●●●●●●●●	60万円
6	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	12万円
7	●●●	●●●●●●●●●●	12万円
8	●●●●●	●●●●●●●●●●	60万円
9	●●●	●●●●●●●●●●	24万円
10	●●●●●●●	●●●●●	24万円
11	●●●●●●●●●● ●●●	●●●●●●●	5万円
計			217万円

※平成29年12月頃現地を調査して外観上未接続と思われるものをリストアップした事実証明書に基づく

- (2) 請求人から提出された事実を証する書面
資料 平成29年12月頃現地を調査して外観上未接続と思われるものをリストアップした文書
- (3) 監査対象部課
下水道河川部下水道河川総務課

(4) 請求人の証拠の提出と陳述

法第242条第7項の規定により、平成30年3月8日に陳述の機会を設け、請求人代理人により請求の要旨についての補足説明がありました。新たな証拠の提出はありませんでした。

陳述に出席した請求人代理人
弁護士 大森 望

(5) 関係職員の調査及び関係資料の提出

法第199条第8項の規定により、平成30年3月12日に関係職員の事情聴取を行いました。

ア 事情聴取に出席した職員

下水道河川部長	塩崎 威
下水道河川部下水道河川総務課長	越野 明
下水道河川部下水道河川総務課課長補佐排水指導担当	多田 千恵
下水道河川部下水道河川総務課主事	原 史織

イ 提出された関係資料

関係職員の事情聴取に合わせ、下水道河川総務課より、下記のとおり6件の関係資料の提出がありました。

- (ア) 住民監査請求にて請求代理人が提出した排水設備非設置土地所有者等における実態調査
- (イ) 下水道分区域別多量排水者（産業分類付）一覧表
- (ロ) 平成28年度末 茅ヶ崎市公共下水道水洗化世帯等状況表
- (ハ) 茅ヶ崎市・寒川町の浄化槽をお使いのみなさまへ
- (ニ) 千ノ川における水質の経年変化
- (ホ) 排水設備設置の接続義務等に関する照会結果（本市含む県内20市町）

3 監査の結果

本件請求についての監査結果は、合議により次のとおり決定しました。

（主文内容）

本件請求を却下します。

その理由は、次のとおりです。

下水道法（昭和33年法律第79号。以下「下水道法」という。）第10条第1項では、「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。」と規定しています。

下水道法第38条第1項では、公共下水道管理者等は、この法律の規定に違反している者に対し、「必要な措置を命ずることができる。」と規定しています。また、同法第45条では、同法第38条第1項の規定による公共下水道管理者等の命令に違反した者は、「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」と規定しています。

請求人は、本件請求において、下水道法第10条、第38条及び第45条の規定を一連の「法律の仕組み」とし、「排水設備が設置されない状態が放置されることにより下水道使用料の徴収もできないまま」との法律関係を前提として、「下水道法10条違反が多数あることを認識しながら茅ヶ崎市長が下水道法38条の措置命令を一切出していない現状は、公共下水道という財産につき、背後に下水道法45条の罰則が控えており、一定程度の効果が期待される下水道法38条の措置命令という手段があるにも拘わらずそれを行わず、下水道使用料の徴収ができない状態のまま放置して管理を怠るものである。下水道法38条が下水道管理者に一定の裁量を与えているとしても、一切下水道法38条に基づく命令を出さない茅ヶ崎市長の不作为は、裁量権を逸脱するものである。」と主張しています。また、「当該懈怠によって」茅ヶ崎市には「排水設備非設置土地所有者等一覧表」をもとに算定される「年間13億8,090万9,090円の損害が発生していることとなる。」として、「下水道法38条の措置命令を発することを怠る事実を改めるよう請求する。」としています。

このことについて陳述の中で、請求人代理人に、「下水道法38条の措置命令を発することを怠る事実を改めるよう請求する。」とは具体的にはどのように改めることを想定しているかを尋ねたところ、「遅滞なく命令を発するということを想定しています。」との回答がありました。

そこで、請求人が、茅ヶ崎市長に対し、改めるように求めている下水道法第10条に係る同法第38条の措置命令（以下「措置命令」という。）を出していないことが、住民監査請求の対象となる事項か否かについて検討します。

住民監査請求の対象となる事項は、法第242条第1項において「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為をなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しています。

また、住民監査請求を前置要件とする住民訴訟について、「法242条の2に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」（最高裁平成2年4月12日判決）とされていることから、住民監査請求の対象も財務会計上の行為又は事実（以下「財務会計上の行為等」という。）に限られると解されます。

よって、本請求が適法であるといえるためには、茅ヶ崎市長が措置命令を出していないことが公共下水道という財産の管理を怠る事実として財務会計上の行為等に当たる場合でなければなりません。

また、「住民による監査請求及び訴訟の制度が、地方公共団体の行政一般が公正に行われることを担保するためのものでなく、地方公共団体の財務会計の公正を担保するための制度であ

ることを鑑みると、ある行為又は事実が財務会計上の行為又は事実と該当するか否かは、その行為の結果として地方公共団体に財産的損害を与えるかどうかによってではなく、当該行為又は事実自体を観察し、その性質いかんによって判断すべきものというべきであり、当該行為又は事実がその性質上専ら財務的処理を目的とするものであってはじめて財務会計上のものということができるかと解するのが相当である。なお、この場合において、当該行為又は事実が専ら財務的処理を目的とするというのは、当該行為又は事実が専ら一定の財産の財産的価値に着目し、その維持、保全、実現等を図ることを目的とするということであると解すべきであり、当該行為又は事実が専ら財務的処理を目的とするものでなく他の行政目的の達成を目的とするものであっても、地方公共団体の財産の財産的価値に何らかの影響を及ぼす場合がありうることは否定することができないが、その場合は、当該行為又は事実は、財務会計上のものということとはできないというべきである。」（東京地裁平成元年10月26日判決）とされています。

したがって、本件で請求人が「怠る事実」として改めることを求めている「措置命令を出していないこと」が財務会計上の行為等に当たるというためには、本件措置命令が、本市の公共下水道の財産的価値に着目し、その維持、保全、実現等を図る財務的処理を目的とする場合でなければなりません。

そこで、本件措置命令が、財務会計上の行為等であるか否かについて考察します。請求人は、本件措置命令について、下水道法第10条に違反している者に対して行うことを求めています。平成13年11月30日の静岡地裁の判決では、下水道法第1条で同法の目的を「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与」などとしていることを踏まえ、「下水道法10条1項本文は、下水道が整備され供用開始されることを前提に、公共下水道の利用の強制を定めているが、この規定は、公共下水道がいかに整備されても、各家庭ないし工場等の下水が公共下水道に流入されず、依然として地表に停滞・滞留し、又は在来の溝渠を流れていたのでは土地の浸水の防止及び清潔の保持は不可能なことであり、都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与するという目的は達せられず、公共用水域の水質保全を図ることもできないとの観点から設けられたものと解される。」としています。

このことから、当該規定に違反している者に対する措置命令は、本市の公共下水道の財産的価値に着目し、専らその財産的価値の維持、保全、実現等を図る財務的処理を目的とするものではなく、下水道法第1条の目的を達するために行われるものであるため、この措置命令を行わないことが財務会計上の行為等に当たるとはいえません。

したがって、請求人の主張に基づく本請求については、財務会計上の行為等に係るものとはいえず、法第242条第1項に規定する請求には該当しないと判断しました。

なお、本件請求を検証した中で、請求人は、「茅ヶ崎市には排水設備非設置所有者等が約7,000件存在する」とし、茅ヶ崎市には「排水設備非設置土地所有者等一覧表」に示された損害（過去1年分の下水道使用料）をもとに算定される「年間13億8,090万9,090円の損害が発生していることとなる。」と主張していますが、関係職員の調査では、茅ヶ崎市の公共下水道の排水区域内の排水設備非設置の世帯（以下「排水設備非設置世帯」という。）は、平成30年2月末現在、3,088世帯で、平成28年度の排水設備設置世帯の1世帯当たりの年間下水道使用料は、多量に排出する事業所上位40社を除くと約2万3千円となっていることが判明しています。このことから請求人の損害としている下水道使用料の金額を算定すると、

$$3,088（世帯） \times 23,000（円） = 71,024,000（円）$$

となり、請求人の主張する損害額とは約13億1千万円の差があります。

関係職員の事情聴取によると、茅ヶ崎市では、排水設備非設置世帯について、浄化槽台帳をもとに清掃記録等を勘案して割り出していますが、この中には空き家や取り壊された家屋も含まれていることから実際の件数はさらに減少すると見込まれています。

また、戸別訪問による啓発活動等により排水設備非設置世帯は減少しており、平成28年度末の茅ヶ崎市の公共下水道の処理区域内における排水設備を設置している人口の割合を示す水洗化普及率は98.16%となっています。

7 決算審査

30茅監第34号
平成30年8月22日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎
同 広瀬 忠夫

平成29年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の
審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成29年度茅ヶ崎
市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに証書類を審査したので別紙のとおり
意見を提出します。

1 審査の対象

- (1) 各会計歳入歳出決算
 - 平成29年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算
 - 同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - 同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 同 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- (2) 決算附属書類
 - 平成29年度茅ヶ崎市一般会計特別会計決算事項別明細書
 - 同 一般会計特別会計実質収支に関する調書
 - 同 財産に関する調書

2 審査の期間

平成30年7月17日から平成30年8月21日まで

3 審査の方法

各会計歳入歳出決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が法令で定める様式を基準として作成されているかの確認
- (2) 平成29年度の財務関係事務を対象として実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参考にした関係書類の計数照合
- (3) 予算の執行が適正かつ効率的に行われているかの検証
- (4) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と符合し、正確なものと認めます。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認めます。

審査結果の概要は、次のとおりです。

30茅監第35号
平成30年8月22日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎
同 広瀬 忠夫

平成29年度茅ヶ崎市公営企業会計決算の審査意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成29年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算及び茅ヶ崎市病院事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

- (1) 平成29年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算
- (2) 平成29年度茅ヶ崎市病院事業会計決算

2 審査の期間

平成30年6月15日から平成30年8月21日まで

3 審査の方法

決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が地方公営企業法第30条及び同法施行令第23条の規定に準拠して作成されているかの確認
- (2) 事業の経営成績及び財政状態が関係法令に基づき適正に表示されているかの確認
- (3) 会計処理が正確に行われているかどうかを確認するため、関係諸帳簿等の照合、点検及び関係職員の説明聴取

4 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されています。決算計数は関係諸帳簿と符合し正確なものでした。

審査結果の概要は、次のとおりです。

8 健全化判断比率等審査

30茅監第36号
平成30年8月22日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎
同 広瀬 忠夫

平成29年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により
審査に付された平成29年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、
別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

平成29年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

平成30年7月19日から平成30年8月21日まで

3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された平成29年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

健全化判断比率	29年度 (%)	28年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備 考
実質赤字比率	—	—	11.42	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.42	連結実質赤字なし
実質公債費比率	0.5	0.4	25.0	
将来負担比率	34.7	44.5	350.0	

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成29年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス9.43%で、早期健全化基準の11.42%を下回っており、良好な状態を示しています。

イ 連結実質赤字比率について

平成29年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を

合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス23.45%で、早期健全化基準の16.42%を下回っており、良好な状態を示しています。

ウ 実質公債費比率について

平成29年度の実質公債費比率は、0.5%となっており、前年度の0.4%と比較すると、0.1ポイント悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好な状態を示しています。

エ 将来負担比率について

平成29年度の将来負担比率は、34.7%となっており、前年度の44.5%と比較すると、9.8ポイント改善し、早期健全化基準の350.0%を下回っており、良好な状態を示しています。

オ 健全化判断比率全般について

健全化判断比率のいずれの指標においても、早期健全化基準を下回っており、本市の財政状況は健全なものであると認めます。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

30茅監第37号
平成30年8月22日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎
同 広瀬 忠夫

平成29年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により
審査に付された平成29年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、
別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

平成29年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

2 審査の期間

平成30年7月19日から平成30年8月21日まで

3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の平成29年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

区 分	資 金 不 足 比 率			備 考
	29年度 (%)	28年度 (%)	経営健全化基準 (%)	
公共下水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0	資金不足なし

(2) 個別意見

平成29年度茅ヶ崎市資金不足比率のうち公共下水道事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な状態にあると認めます。

病院事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており良好な状態ではあるものの、資金剰余額は年々減少しており、この傾向が今後も継続した場合、本市の財政運営への影響が懸念されるため、さらなる経営努力を行い、経営の安定化を図る必要があります。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。